

令和6年度組合活性化助成事業

募集要綱

令和6年9月改正



北海道中小企業団体中央会

令和6年度 組合活性化助成事業 募 集 要 綱

令和6年9月2日
北海道中小企業団体中央会

1. 目的

中小企業組合を取り巻く環境が複雑に変化する中で業界・組織等の振興発展に資することを目的に、北海道中小企業団体中央会（以下「本会」という。）の会員組合が組合員事業者を対象に実施する研修会、講習会及びイベント・展示商談会等において、組合や業界をPRする際の出展費用の一部を助成します。

2. 助成対象者

本会の会員組合（以下「組合」という。）を助成対象とします。ただし、次の組合は対象外とします。

- (1) 前年度において助成金の交付を受けている組合。
- (2) 実施しようとする事業が本会の実施する他の支援事業と重複している組合。

3. 助成対象事業

- (1) 助成金の対象となる経費は、組合が行う組合員のためにする講習会等に要する経費であって、本会が必要かつ相当と認めたものとします。
- (2) 本会が主催するイベント・展示商談会等への出展に際し、その目的が商品等の即売ではないこととします。

4. 助成金額及び助成率

助成金の額は、前条の助成の対象となる経費の10分の10とし1組合に対する上限を10万円とします。

- 2 助成金の額は、交付申請数及び申請内容等により減額することがあります。

5. 助成事業の実施期間及び実績報告

助成事業の実施期間は原則として助成金の交付決定を受けた日からとし、令和7年2月28日（金）までに事業を完了させ、令和7年3月7日（金）までに実績報告を提出してください。

ただし、個別の事業計画を勘案して、交付決定前の事業開始（事前着手）を認めることがあります。

6. 助成対象経費

講師謝金、講師旅費、会場等借上料、借損料、通信運搬費、出展諸経費、消耗品費、原材料費

7. 助成対象組合の選定

助成対象組合は、応募の内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められるもののうちから選考委員会において選定します。

8. 全体のスケジュール

	日 程				中央会	事業実施組合
	【1次締切】	【2次締切】	【3次締切】	【4次締切】		
事業募集	令和6年4月1日(月)		令和6年9月2日(月)	令和6年9月24日(月)	募集の開始	申請書類の提出
	6月28日(金)	8月23日(金)	9月20日(金)	10月18日(金)	募集の締切	
採否決定・事業実施	7月1日(月)～ 7月12日(金) 7月中旬～	8月26日(月)～ 9月6日(金) 9月中旬～	9月23日(月)～ 9月27日(金) 10月初旬～	10月21日(月) ～10月25日(金) 10月下旬～	選考委員会 ↓ 採否の決定・通知	事業開始 事業終了
	令和7年2月28日(金)まで					
事業報告・支払	事業終了後～ 実績報告書提出期限：3月7日(金) 請求書受領後～ 3月31日(月)まで				審査 ↓ 助成額の確定・通知 助成金の支払	実績報告の提出 請求書の提出

※予算額に達した場合、その時点で募集を終了いたします。

9. 申請方法

(1) 提出書類

提出書類	添付書類	備考
助成金交付申請書【様式第1号】	定款	

本要綱及び交付規程を必ずご確認の上、交付規程に定められた次の書類を提出してください。

※1 提出書類は、正本1部を提出してください。

(2) 提出期限・方法

ア 提出期限

【1次締切】 令和6年6月28日(金) (当日必着)

【2次締切】 令和6年8月23日(金) (当日必着)

【3次締切】 令和6年9月20日(金) (当日必着)

【4次締切】 令和6年10月18日(金) (当日必着)

イ 提出方法

郵送又は直接ご持参ください。

ウ 提出先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階
北海道中小企業団体中央会 連携支援部 (電話) 011-231-1919

10. 留意事項

(1) 本事業の変更等

助成金の交付決定を受けた後、本事業の内容等または助成対象経費を変更しようとする場合は、あらかじめ助成事業の内容等及び助成対象経費の変更承認申請書により事前に承認を受ける必要があります。

(2) 実績報告・請求書

本事業を実施し、助成対象経費の支払いを行った後、速やかに実績報告・請求書に必要な根拠書類を添付して本会に提出しなければなりません。

(3) 助成金の支払

本会は、実績報告・請求書の提出を受けたときは、申請者から指定された金融機関の口座に助成金を支払います。

(4) 交付決定の取消し及び助成金の返還

次の事項に該当した場合には、交付決定を取り消すとともに、すでに助成金を支払った場合でも返還を求めることがあります。

- ① 本事業に関して本会の指示に違反した場合
- ② 助成金を本事業以外の用途に使用した場合
- ③ 本事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

11. その他

必要な様式やその他の事項については、交付規程を確認してください。